住宅補助制度をご利用ください　- 新築・改修・建替・耐震診断 -

「空き家を地域活性化のために活用したい」方や自治組織などに
空き家利活用地域活性化事業

NEW!

自治組織などが、空き家の有効活用と地域活性化のため、子育て支援・高齢者福祉、都市住民との交流施設など、地域の交流拠点や飲食店、宿泊施設などとして、空き家を改修する場合、費用の一部を補助します。

◇交流施設型
■対象者 / 空き家などを所有・賃貸し、かつ地域活性化のために利活用する自治組織など
■補助対象費 / 空き家を地域活動拠点や交流拠点に改修する費用
■補助金 / 費用の全額、上限 300 万円

◇古民家再生型
■対象者 / 築 50 年以上の古民家などを所有・賃貸し、かつ地域活性化のために利活用する者および自治組織など
■補助対象費 / 古民家を地域活動拠点や交流拠点に改修する費用※兵庫県が実施する古民家再生促進支援事業の採択が可能なもの
■補助金 / 費用の 1/3、上限 333 万円
県の「古民家再生促進支援事業」では費用の 1/3、上限 333 万円が交付され、市と県の補助金併せて最高 666 万円が交付されます。

問 住まいづくり課（春日庁舎内）☎ 88 - 5039

「耐震診断を受けたい」「耐震改修をしたい」方に
簡易耐震診断推進事業・耐震化促進事業（計画策定・耐震改修工事）・住宅建替工事費補助金・防災ベッド等設置事業

change!

■対象者 / 木造戸建住宅の所有者
■対象住宅 / 全事業共通①市内にあり、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工。店舗併用住宅は、住宅用途部分が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるもの
■要件
○簡易耐震診断推進事業要件
①市内の事業者が実施
○耐震改修計画策定
要件①および、②耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅③兵庫県住宅再建共済制度に加入している、または加入する。
○耐震改修工事
要件①・②・③および、④県の「住宅改修業者登録制度」に登録のある業者が工事を行うもの。
○建替工事
要件②・③および、既存の住宅を除却し、耐震性のある住宅を新築するもの
○防災ベッド等設置
要件②・③および、⑤市が指定する事業者が実施する場合で⑥防災ベッドなどの価格が 10 万円以上のものを設置
■補助金 / ○簡易耐震診断推進事業：全額
○耐震改修計画策定：計画策定費の 5/6 または 25 万円のうち低い額
○耐震改修工事：対象工事費が 300 万円以上の場合、定額 130 万円　※所得制限有。対象工事費が 300 万円以下の場合も補助対象。金額によって補助金の額が異なる。
○建替工事…対象工事費の 1/4、上限 100 万円
※所得制限有
○防災ベッド等設置…定額 10 万円
※所得制限有

建物の構造・種別で補助金が異なります。事前に問い合わせください。
受付開始時期は追って告知します。

問 住まいづくり課（春日庁舎内）☎ 88 - 5039

「2 世帯同居をしたい」「U・I ターンしたい」「U・I ターン者に住宅を貸したい」方に
U・I ターン住宅取得住まいる奨励金交付事業

NEW!

市内で 2 世帯同居する方、U・I ターンする方、U・I ターン者に空き家を貸す方が、住宅を新築・改修、新規購入する場合に補助します。

◇共通項目
■対象 / 4 月 1 日以降に新築・改修工事の契約をされた方、住宅の新規購入契約をされた方。
■申請期限 / 平成 32 年 3 月 31 日まで。

◇U・I ターンする方
■対象者 / これから丹波市に転入される方、または丹波市に転入して 1 年以内の方
■補助金 / ①新築・新規購入…費用の 5 %、上限 10 万円 ②改修…費用の 10%、上限 10 万円

◇U・I ターン者に空き家を貸す方
■対象者 / U・I ターン者に空き家を貸す住宅所有者
■補助金 / 改修費用の 10%、上限 10 万円

◇ 2 世帯同居の方
■対象者 / これから 2 世帯同居される方、または 2 世帯同居を開始して 1 年を経過していない方
■補助金 / ①新築・新規購入：費用の 5 %、上限 20 万円 ②改修：費用の 10%、上限 20 万円

問 住まいづくり課（春日庁舎内）☎ 88 - 5039

「地元産材で家を建てたい」方に
地元産材利用促進事業

住宅への木材利用を推進し、地元産材の利用拡大と林業・木材産業の活性化をめざして、地元産材で新築などをする方に補助します。

■要件 / 次の①～③のすべての要件に該当
①市内産の木材を利用して木造住宅、倉庫、車庫を新築または増・改築②市内産の木材と確認できる書類「産地証明」や「伐採届の適合通知（写）」が提出できる③市内の事業者が建築
■補助金 / 丹波市産の木材の利用量に応じた額（最高 50 万円まで）※平成 26 年豪雨災害による罹災証明のある方は 75 万円まで

問 農林整備課（春日庁舎内）☎ 74 - 1707

「持家のリフォームをしたい」方に
平成 29 年度元気アップ住宅リフォーム助成事業

change!

50 万円以上の住宅のリフォームを行う場合、5 万円（商品券）を助成します。

■要件 / 次の①～③のすべての要件に該当
①世帯主が居住している市内の住宅のリフォーム②世帯主は市税などの滞納がなく、連続して助成金の交付を受けようとするものでない③市内に本社、本店をもつ事業所が施工する工事
■助成内容 / 5 万円 (たんば共通商品券)
※ 100 件まで (応募多数の場合は抽選)
■応募方法 / 5 月 1 日（月）～ 31 日 (水)（当日消印有効）に往復はがきで申し込みください。

問住まいづくり課（春日庁舎内）☎ 88 - 5039

[注意事項]

制度の併用は原則できません。元気アップ住宅リフォーム助成事業と耐震関係事業のみ、条件によっては併用できる場合があります。